

○戦前発行英・米貨債に係る未払利子支払 資金の引揚げに関する件

(昭和35年2月24日 蔵理第1519号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて

本年1月8日付国債第7号により照会のあつた標記の件については、下記の要領により資金引揚を実行することとしたから、所要の手続を進められたい。

記

- 1 資金の引揚限度は、引揚対象資金の50%とする。
- 2 引揚時期並びに引揚方法は、引揚相手方である財務代理人に対し次期又は次期以降外貨送金を行う際、要送金額から差引相殺の方法により実施するものとする。
- 3 引揚対象資金のうち、下記に掲げるものは別途指示するまで引揚実行を留保すること。

(イ) 資金引揚を実行する際、財務代理人に担保提供を要するもの

(ロ) 資金引揚を実行する際、新聞広告を行う必要があり、かつ、その広告費用が500ドルを超えると予想されるもの

(照会内容)

戦前発行英、米貨債の利払のため各財務代理人に預託または信託した資金については、一部の銘柄に係る分を除き、それぞれの財務代理契約、原信託証書等において、一定期間経過後の未払残額は、これを引き揚げうる旨規定しているが、政府申出受諾の状況等にかんがみ、今日までその引揚げを実行しなかつたところ、最近では受諾件数も僅少かつ漸減を示すに至り(注)、また別添資料にもみられるとおり引揚可能資金も相当額に達したので、この際その引揚げを実行することが適当と考えられます。

(注) 1. 東京銀行ロンドン支店扱英貨債9銘柄についての、それぞれの支払再開時債額(有効化指定分を含む)に対する平均受諾率推移

1955年10月～1956年9月	2.9%
1956年10月～1957年9月	1.0%
1957年10月～1958年9月	0.7%
1958年10月～1959年9月	0.6%

2. 累計受諾率（1959年9月末現在）

英貨債（12銘柄）	97.4%
米貨債（14 "）	98.2%

しかしながら、件数僅少とはいえ政府申出の受諾は今なお継続しているほか、上記引揚可能資金中には、それぞれの原信託証書において担保提供、新聞公告等の条件付で引揚可能と規定されている銘柄分も含まれているので、本件引揚実行に関し、その対象銘柄、金額、時期、方法その他につき何分の御指示を頂きたくよろしくお願いたします。

戦前発行英・米貨債に係る未払利子支払資金の引揚げに関する件

（昭和35年2月26日 国債第72号）
大蔵省あて届出

昭和35年2月24日付蔵理第1519号により御回答のあつた標記の件については、下記により実施することにいたしましたのでお届けいたします。

記

1. 昭和34年6月30日現在における財務代理人ベースの計数を基礎として、各銘柄別かつ各利渡期別にその引揚可能資金の50%を限度として引揚げを実行する。
2. 引揚時期ならびに引揚方法は、引揚相手方である各財務代理人に対し、次期または次期以降の利払所要資金の外貨送金を行う際要送金額から差引相殺の方法により実施する。
3. 引揚対象資金のうち
 - (1) 東邦七分米については利払資金引揚げのための担保の提供を要するため、
 - (2) 日電六分半米については引揚広告を要し、広告料として、1,000ドル以上を要するものと予想される（ニューヨーク、ボストンおよびシカゴの各都市においてそれぞれ1新聞紙上に2週間連続、少くとも週1回、およびロンドン市において1新聞紙1回の広告を要する）ため、
 この2銘柄については引揚げを行わない。

4. なお東拓2銘柄については、財務代理契約上引揚げに関する規定がないが、ニューヨークにおける顧問弁護士等とも相談し、引揚げが可能である旨の結論が出れば、昭和34年6月30日現在における当局計数と財務代理人計数と reconcile を行つた上で上記1.2.の方法により引揚げを実行することとする。ただし引揚げ対象資金は他銘柄一般との均衡上渡期到来後6年以上経過しているものに限ることとする。
5. 利払に関する手数料は、今回の引揚げに際しては調整を行わず、将来に持ち越すこととする。
6. この種の引揚げは今後毎年行方という趣旨ではなく、引揚可能資金が相当額に達したときにおいて貴省と御協議の上、資金の引揚げを実施することとする。

戦前発行英・米貨債に係る未払利子支払資金引揚げ後の再預託に関する件

(昭和35年4月27日 国債第164号)
大蔵省あて届出

2月24日付蔵理第1519号をもつて御指示のあつた掲題未払利子支払資金引揚げの実施方に関しては、2月26日付国債第72号をもつて既にお届け済みですが、引揚げ後の再預託については別紙により実施することといたしたくお届けいたします。

なお、引揚金額は上記蔵理第1519号により昨年6月30日現在での財務代理人における未払額の50%相当額、他方、引揚実行時期は次期または次期以降の利子支払資金送金の際とされている関係上、引揚実行時に上記50%相当額の引揚げを実行することが困難な場合が発生することも考えられるので、かかる場合は、当該50%相当額から別紙により算出した再預託金額（第1次再預託金額、第1次再預託を行なわないものについては第2次再預託金額、または第1次再預託金額と第2次再預託金額の合計額）を差し引いた金額について引揚げを実行することといたしたく併せてお届けいたします。

別紙

再預託の金額および時期

引揚対象銘柄に係る引揚対象未払利子支払資金の50%の引揚げは、観念的には次の金額について実行するものと考え得る。

昭和34年6月末における未受諾債額に対応する未払利子支払資金の50%……A

昭和34年6月末における受諾済債額に係る未払利子支払資金の50%………B

受諾済債額に係る未払利子の支払が、下記による第2次再預託時期までは、B以下の額（受諾済分にかかる引揚後の残存利子支払資金額の範囲内）にとどまると仮定すれば、引揚後の残存資金による支払可能限度は次の算式により算出した受諾率に達するまでの所要資金をまかないうる額ということになる。

$$\text{昭和34年6月末累計受諾率} + \frac{\text{同未受諾率}}{2} \dots\dots\dots C$$

以上の前提に基き再預託の金額および時期を下記により決定するものとする。

記

1. 基本的考え方

(1) 支払再開時債額（支払再開時以後有効化指定された額および債額調整の行われた額を含む。以下Pと表示する。）の0.2%は絶対的未受諾となる可能性が大きいので、再預託額はA+Bではなく、受諾率99.8%に達した場合の所要資金をまかないうる金額を限度とすること、およびその限度に達するまでは原則として、財務代理人からの請求をまつことなく、当方から自動的に再預託を行うものとする。

万一、受諾率が99.8%を超える銘柄が出た場合においては、財務代理人をして、便宜、同一銘柄に係る引揚対象外利払期日分の利子支払資金から支払を実行せしめてその旨連絡せしめ、当該支払済額のみを補てんする取扱とする。

(2) 再預託は原則として2回に分け、次のとおり実行する。

イ、第1次再預託は受諾率が99.3%に達した場合の所要資金をまかないうる金額について実行する。ただし、Cが99.3%を超えるものについては第1次再預託は行わない。

ロ、第2次再預託は受諾率が99.8%に達した場合の所要資金をまかないうる金額について実行し、その際Bに相当する金額も同時に再預託する。

(3) 第1次および第2次の再預託時期は財務代理人からの月報（または四半期報）が当方に到着するまでの期間、当方における再預託手続期間等を考慮して、残存資金が4ヵ月後には残額0となると推定される時期とするのが適当であり、その時期の判定も受諾進行状況を基準とするのが妥当である。昨1年間の平均受諾率の増加は英米貨債とも0.5%前後であり、今後漸減が予想されるから、当該0.5%から割り出した月平均増加率0.042%のおおむね4ヵ月分0.15%の余裕をみた時点をそれぞれの再預託時期とするのが適当である。

2. 再預託額および再預託時期判定の算式

(1) 第1次再預託の金額および時期は次のとおりとなる。

(金額)

$$P \times (99.3\% - 99.3\% \text{未満の数値を持つ} C) \times \text{利率}$$

(注) 再預託額算式は1利払期日分についてのものであり、%はPに対する比率

を、また、利率とは $\frac{\text{券面利率}}{2}$ (通貨約款付銘柄にあつてはさらにこれを通

貨換算したもの)をいう。以下同様。

(時期)

受諾率が(99.3%未満のC-0.15%)の率に達した時期

(2) 第2次再預託の金額および時期は次のとおりとなる。

(金額)

$$P \times (99.8\% - 99.3\% \text{または} 99.3\% \text{を超える} C + B \text{に相当する率}) \times \text{利率}$$

(注) Bは絶対額としては不明なので便宜次の算式により推定したものとする。

$$\frac{\frac{\text{昭和34年6月末における未払利子支払資金} \div \text{利率}}{P} - \text{昭和34年6月末未受諾率}}{2}$$

(時期)

受諾率が(99.3%または99.3%を超えるC-0.15%)の率に達した時期

以上

[設例]

1. 仮定

(1) 支払再開時債額		\$ 4,000,000
(2) 利率(1期分)		2.5%
(3) 預託済利子支払資金総額		\$ 100,000
(4) 34/6末累計受諾率	(第1例 第2例)	96.5% 99.2%
(5) 34/6末未払利子支払資金	(第1例 第2例)	\$ 4,000 \$ 1,000
2. 引揚額	(第1例 \$4,000×50% 第2例 \$1,000×50%)	\$ 2,000 \$ 500
3. 再預託		
(1) 第1例の場合		

イ、第1次再預託時期 $(96.5\% + \frac{3.5\%}{2} - 0.15\%)$ 98.1%

ロ、第1次再預託額

\$ 4,000,000 $\times [99.3\% - (96.5\% + \frac{3.5\%}{2})] \times 0.025$ \$ 1,050

ハ、第2次再預託時期 $(99.3\% - 0.15\%)$ 99.15%

ニ、第2次再預託額

\$ 4,000,000 $\times (99.8\% - 99.3\% + \frac{\frac{\$4,000 \div 0.025}{\$4,000,000} - 3.5\%}{2}) \times 0.025$

\$ 750

(2) 第2例の場合

イ、次式の通り引揚後残存資金が99.3%を超えるから、第1次再預託は行わない。

$99.2\% + \frac{0.8\%}{2} = 99.6\% > 99.3\%$

ロ、第2次再預託時期 $(99.6\% - 0.15\%)$ 99.45%

ハ、第2次再預託額

\$ 4,000,000 $\times (99.8\% - 99.6\% + \frac{\frac{\$1,000 \div 0.025}{\$4,000,000} - 0.8\%}{2}) \times 0.025$

\$ 300

(注) 第1例、第2例いずれの場合においても絶対的未払額は次のとおりとなる。

\$ 4,000,000 $\times (100\% - 99.8\%) \times 0.025$ \$ 200

戦前発行英・米貨債の未払元利払資金の引揚に関する件

(昭和41年5月27日 国債第336号)
大蔵省あて伺出

掲題未払元利払資金については、昭和35年2月24日付蔵理第1519号に基づき当時引揚可能であつたもの一部についてその引揚を実行して以来、その後引揚可能となつたものについては、その引揚を行なうことなく今日に至っておりますが、別表にみるとおり、証券所持人による政府申出の受諾はすでに極めて高率に達したといえ今な

お進行中であり、かつ受諾済み証券に対する支払も引続き進捗するものとみられ、かりに引揚を実行したとしてもその後においてしばしば再預託を要すると推測されるので、貴省からご指示ある場合のほか、当分の間、引揚を実行しないことといたしたくお伺いいたします。

(本件は昭和41.6.28蔵理第2797号大蔵省理財局長から日本銀行国債局長あて承認)

別表

政府 申 出 受 諾 状 況

国債名称	支払再開時 債額 (A)	昭和34年6月30日現在		昭和41年3月31日現在	
		受諾累計額(B)	$\frac{(B)}{(A)}$	受諾累計額(C)	$\frac{(C)}{(A)}$
英貨債					
一回四分	£ 6,887,350	£ 6,619,550	96.11	£ 6,861,750	99.63
五分	17,957,780	17,457,160	97.21	17,822,120	99.24
三回四分	7,190,830	6,983,730	97.12	7,090,940	98.61
満鉄五分	3,466,600	3,449,640	99.51	3,457,740	99.74
六分	10,662,490	10,454,345	98.05	10,620,235	99.60
五分半	5,647,410	5,500,100	97.39	5,626,050	99.62
横浜五分	499,380	483,540	96.83	497,660	99.66
東京五分	1,710,320	1,663,860	97.28	1,690,420	98.84
東京五分半	4,124,440	4,028,440	97.67	4,101,740	99.45
大阪築港	190,845	184,873	96.87	190,436	99.79
名古屋五分	75,160	73,580	97.90	74,980	99.76
東電六分	2,937,100	2,832,000	96.42	2,929,500	99.74
計	61,349,705	59,730,818	97.36	60,963,571	99.37
米貨債					
六分半	\$ 16,021,400	\$ 15,640,300	97.62	\$ 15,802,500	98.63
五分半	10,437,000	10,354,000	99.20	10,427,000	99.90
横浜六分	3,359,000	3,259,000	97.02	3,307,000	98.45
東京五分半	3,098,000	3,018,000	97.42	3,093,000	99.84
台電五分半	3,803,000	3,769,000	99.11	3,789,000	99.63
東拓六分	7,691,000	7,552,500	98.20	7,624,500	99.14

東拓五分半	4,068,000	3,949,000	97.07	3,997,500	98.27
宇治川七分	864,000	804,000	93.06	820,500	94.97
大同七分	1,375,000	1,349,500	98.15	1,359,500	98.87
大同六分半	754,500	711,000	94.23	727,500	96.42
信越六分半	1,290,000	1,256,500	97.40	1,278,500	99.11
東邦七分	412,000	402,500	97.69	409,000	99.27
東電六分	19,449,000	19,235,000	98.90	19,398,000	99.74
日電六分半	1,146,000	1,102,000	96.16	1,125,000	98.17
計	73,767,900	72,402,300	98.15	73,158,500	99.17

(備考) (A)…支払再開時の未償還額にその後の有効化指定分を加え、昭31/3/26蔵理第3137号等による債額調整を加減した額

(B)…昭35/2/24蔵理第1519号に基づく引揚に際し、引揚資金確定の基準日とされた日

戦前発行英・米貨債の未払利子支払資金引揚後の再預託に関する件

(昭和41年7月7日 国債第411号)
(大蔵省あて届出)

昭和35年2月24日付蔵理第1519号に基づいて引き揚げた掲題未払利子支払資金については、同年4月27日付国債第164号(引揚後の再預託に関する貴省あて届出)により必要に応じて再預託を実施してきたところ、受諾の進捗に伴い、上記国債第164号による第2次再預託実施済みの五分半利付米貨公債について、今般、一部利払期日分の支払資金に不足を生じるに至つたほか、また大阪市築港公債についても、近々同様の事態発生が予測される状態になりました(別紙ご参照)。

上記国債第164号においては、このような場合、財務代理人の請求に基づき当該不足額相当額をそのつど再預託することとしておりますが、この方法は送金コスト、事務取扱等の面からみて受諾率が高水準に達した現在においては、必ずしも適当とは認められないので今後、第2次再預託実施済みのものにつき支払資金の一部に不足を生じた場合は、当該資金不足を生じた利払期日および近く資金不足を生ずると見込まれる利払期日分の再預託未済額全額を一括再預託することといたしたくお届けいたします。

別紙

五分半利付米貨公債

△は資金不足額

支払期日	引揚額	第 1 次 再預託額	第 2 次 再預託額	第 2 次再預託後の現状			預 託 未済額
				41/4末残	41/5中 支払	41/5末残	
	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
1952.12.22	6,723	—	5,033	5,515.—	—	5,515.—	1,690
1953. 5. 1	5,005	—	3,850	935.—	27.50	907.50	1,155
" 11. 1	4,716	—	3,575	14.—	27.50	△ 13.50	1,141
1954. 5. 1	4,675	—	3,520	27.50	—	27.50	1,155
合 計	21,119	—	15,978	6,491.50	55.—	6,436.50	5,141

%
(昭和41年5月末現在の政府申出受諾累計99.904)

大阪市築港公債

支払期日	引揚額	第 1 次 再預託額	第 2 次 再預託額	第 2 次再預託後の現状			預 託 未済額
				41/4末残	41/5中 支払	41/5末残	
	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド	ポンド
1952.12.22	179	101	58	6 —/8	3 1/3	2 19/ 5	20
" " 31	179	101	58	4 10/1	3 1/3	1 8/10	20
1953. 6.30	179	101	58	4 10/1	3 1/3	1 8/10	20
" 12.31	179	101	58	4 10/1	3 1/3	1 8/ 9	20
1954. 6.30	179	101	58	4 10/5	3 1/3	1 9/ 2	20
合 計	895	505	290	24 1/3	15 6/3	8 15/—	100

%
(昭和41年5月末現在の政府申出受諾累計99.812)